

令和3年度 第3回子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和3年11月18日（木）午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議

出席者 委 員 曾我部委員、佐藤委員、清水委員、名取委員、伊野委員、太田委員、
田原委員、柴田委員、土屋（早）委員、原嶋委員、青嶋委員
藤浪委員、土屋（和）委員、小瀬委員、小陳委員、小林委員
村田委員

事務局 飯倉子育て課長、木暮子育て課課長補佐、旗野子育て課係長、佐藤子育て
課主事、長堀保育課係長、正井子ども家庭支援センター長、萩原発達・
教育支援課長、吉沢発達・教育支援課長補佐、旗野セーフティネットコ
ールセンター長

欠席者 佐々木委員、田中委員、中田委員

傍聴者 なし

（開会）

副会長

ただいまより、令和3年度第3回日野市子ども・子育て支援会議を開催いたします。
本日は会長がご欠席のため、司会進行代理を務めさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。まず、委員会の出席状況と会議の傍聴希望について、事務局からお
願いいたします。

事務局

本日は、田中委員、中田委員、佐々木委員の3名から欠席のご連絡を頂いております
ので、出席人数は17名、過半数を超えております。事務局の出席者は子ども部からの8
名に加え、健康福祉部セーフティネットコールセンター長が出席しております。本日傍聴
の希望はございません。

副会長

過半数の出席を満たしておりますので、本日の会議は成立となります。また、傍聴の希望がないということですので、次第にそって会議を進めさせていただきます。

まず次第1. 副会長挨拶ということですので、簡単にご挨拶させていただきます。緊急事態宣言も明けて人が戻り始めて、このような会議も開かれるということで心がワクワクする部分もありますし、まだまだ感染者はおりますので、落ち着かないというふうにも思っております。私は子育て中のお母さんのプロジェクトとして日野菜ママというのをやっていますが、先日久しぶりに会合でお会いして、みなさん幼稚園に通われている方が殆どなのですが、就学前、幼稚園に入る前のお母さんたちを本当に町で見かけない、どうしているのかすごく気になると、当事者である方たちが若いお母さん方のことをすごく心配されていました。こういう会議に参加されている方々も子育て支援の方々ですので、またみんなでそれを見守りながら、何かできることがあったら良いなというふうにも思っているところです。

では、続いて配布資料のご説明を事務局からお願いします。

事務局

本日の資料について、まず事前にお送りした資料です。「本日の次第」と、資料1「日野市子どもの生活実態調査結果一式」、こちらは「1-①調査結果【概要版】」、「1-②集計・分析結果」、「1-③自由記述結果」、「1-④子どもの貧困率の推計結果」の4点セットになっております。加えて、参考資料1「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」、黄色の冊子です。以上3点を事前にお送りしております。

続いて、本日配布の資料ですが、7点を机の上に置かせていただきました。資料2「児童虐待防止推進月間の取り組みについて」、資料3「(仮称)日野市子ども包括支援センター愛称募集の結果について」、資料4「第2回支援会議 グループ討議まとめ」、資料5「日野市子ども条例の概要について」、資料6「子どもの権利に関する都内自治体の取り組み状況」、参考資料2「学びと育ちの日野ビジョン(日野市総合教育大綱)」、参考資料3「東京都子ども基本条例」、本日の資料は以上です。

副会長

ではよろしければ次第2. 報告事項に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、次第2. 報告事項の「子どもの生活実態調査」、「貧困率の推計結果」等について、ご報告します。この実態調査、貧困率推計結果は、子どもの貧困対策の基本方針の見直しの基礎資料にするための目的で調査等を行ったところですが、「子どもの貧困対策」が「社会全体で幅広く受け止め対応していくべきもの」とあるという考えから、市民をはじめ、広く社会の関心や理解を得ることが望ましいため、議会をはじめ、市ホームページなどでも公開するものです。

それでは、それぞれ順にご報告します。最初に「子どもの生活実態調査結果」です。資料1-①「概要版」をご覧ください。令和2年度は調査の実施とその取りまとめまでを行い、令和3年度において、クロス集計などの分析、課題抽出などを行ったところです。

まず、目的ですが、先ほど申しましたとおり、第一義的には「基本方針を見直すための基礎資料」とするためです。過去、直近は平成28年に東京都により、都内自治体のうち日野市を含めた、2区、2市の4自治体が抽出され、同様の調査が行われました。具体的には墨田区、豊島区、調布市、日野市という形です。

次に調査概要ですが、対象の学年は、小学校5年生、中学校2年生、高校2年生相当年齢の16から17歳で、前回との比較も行えるように、東京都調査を参考としたものです。各対象者数、アンケートの回数率等については、資料の表のとおりですが、高校生の回収率が低いのは、学校等を介することなく、郵送で直接、依頼と回答をしたことによると考えています。

次に、2ページ目、貧困の度合いと区分ですが、こちらも、前回調査にそって、「生活困難度」という3つの指標のもと、「困窮層」、「周辺層」、「一般層」と区分し、更に「困窮」、「周辺」を「生活困難層」と区分しました。次に、その下、4の「生活困難層の割合」ですが、前回調査との比較では小中学生はやや低下、高校生はほぼ横ばいの結果となりました。

3ページ目、「結果から見えた主なもの」についてです。コロナ禍の中で注目すべき点をピックアップしたのになります。まず、最上段、「父親の就労状況」についてです。前回の調査と比べて、民間企業の正社員の率が下がっています。また、逆に、無回答が増えており、コロナ禍の影響も一因とも考えられ、いずれにしても、父親の正社員の率減少は、生活的不安定、また、コロナ禍の影響を受けやすい世帯が増加した状況であることに注意する必要があります。次に、中段、「必要な物品の所得状況」で、注意すべきは、「欲しいが持っていないもの」について、小・中学生では、「自宅でインターネットにつながるパソコン」の割合が、前回調査より増加していることが目立ちます。コロナ禍により、学校や塾のオンライン授業などで必要に迫られている状況と考えられる結果です。次に、その下、「30分以上、体を動かす遊びや習い事を1週間でどれくらいしますか？」という問いに対して、小学生の「困窮層」では「ほとんどしない・全くしない」が3割を超えて

おり、これもコロナ禍による外出自粛などの影響によって、運動不足などの支障が出ており、更に、困窮層ほどリスクが高いことに注意が必要な状況となっています。

次に、4 ページ目、上段、「家計の状況」、コロナ禍における家計の状況についてです。困窮層では食費、水道光熱費、日用品費が「とても増えた」という答えになっています。家にいる時間が多くなったことが影響したと考えられる状況で、生活の困難に比例して影響を強く感じている状況です。中段は、各支援制度の利用希望です。家計の状況とも連動し、フードバンクなど、食の支援の利用意向が高くなっている状況です。その下、6の「ひとり親家庭の状況」についてです。困窮層、周辺層を合わせた、生活困難層と世帯構成の関係をみると、生活困難層は「母子家庭」の割合が高くなっています。これは前回の調査と同様の傾向で、母子家庭への支援の必要性が分かる結果です。

5 ページ目、最上段、「ひとり親になった原因」ですが、こちらは「離婚」が多くなっています。中段、離婚後の状況では、中学生、高校生の困窮層では、「養育費の取り決めを行っていない」、「取り決めはあるが受け取っていない」という事情で、「養育費を受け取っていない」という割合が高くなっています。引き続き、養育費についての相談につながる支援の重要性が分かります。また、最下段、母親の就労状況ですが、非正規の形態が高く、特に、コロナ禍においては影響を受けやすい就労形態の割合が高いという結果となっています。

次に、6 ページ目の7. ヤングケアラーの状況について、抜粋しましたが、前回の平成28 年度に比べて、全体としては、きょうだいや祖父母などの介護をするという割合は減っていますが、依然として一定数のケアラーの存在と、生活困難層ほど、その割合が高いという結果です。ケアラーの存在を見逃さず、今後、相談体制や関係機関連携などの具体的な支援を進めていく必要があります。その下、8. は虐待の状況です。ここでは、虐待等について、保護者の方に、「お子さんをもってからの経験」としてアンケートした項目のうち、虐待につながる項目を抜粋した結果です。虐待リスクは生活困難度に関係して、生活困難層についてリスクが高い結果となっています。以上、実態調査の結果の概要です。

続いて、「貧困率の推計結果」についてご報告します。資料1-④ 子どもの貧困率の推計結果の3 ページ目の表をご覧ください。結論から申し上げますと、表の中断、令和3 年度に行った、所得年令和2 年における「日野市の子どもの相対的貧困率」は、前回調査の平成28 年に行った、所得年が平成27 年の率を、1.1 ポイント下回り、7.4%が6.3%へ、13.5 人に1人が15.8 人に1人、2.3 人減った結果となりました。相対的貧困率は、所得を低い順に並べた中央値の2分の1のラインを貧困基準として、それに満たない世帯に属する人の占める率になります。表の上段の全年齢、また、下段のひとり親世帯についても低下傾向です。また、貧困基準については、2 ページの下段、(2) 直近の2019 年の厚労省が行った「国民生活基礎調査」における、各世帯の所得を各世帯人数の平方根で割った、「等価可処分世帯所得」、年間127 万円について、この間の変動を消費者物価指数で調整し、年間127 万6 千円として、これを基準としました。なお、全体として、平成27

年から平成 30 年、また、令和 2 年にかけて景気改善の流れにより、貧困率は改善されております。非常に懸念される、令和 2 年のコロナ禍の影響については、少なくとも、本推計においては確認ができない状況です。ただ、コロナの悪影響は、推計結果に関わらず、実態としてあることに注意して、いわば、ねじれた結果、また、明確に結果として反映していない、という想定のもと、この結果を活用していく必要がある状況です。

以上、実態調査、推計結果、につきましてのご報告になります。

副会長

では、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員

資料 1-① 調査結果【概要版】 5 ページの生活困難度別・婚姻の状況の表ですが、薄い緑色の 53.5%、79.1%、86.7%が表下の色分けの説明にないようですが、これはどういった区分ですか。

事務局

失礼いたしました。こちらは概要版からは抜けてしまっていますが、薄い緑色は「結婚している（事実婚を含む）」という区分になります。資料 1-② 集計・分析結果の 14 ページの表をご覧ください。「結婚している（事実婚を含む）」が薄い緑色、「離婚（別居中を含む）」がピンク、「死別」がオレンジ、「未婚・非婚」が濃いブルーという構成で、生活困難度別・婚姻の状況を表しています。

副会長

では続いて、報告事項 2. 虐待防止推進月間の取り組みについて、事務局より報告をお願いします。

事務局

令和 3 年度児童虐待防止推進月間の取り組みについてご説明します。資料 2 をご覧ください。厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など様々な取り組みを集中的に実施

しており、日野市においても同様の取り組みを実施しています。なお、毎年厚生労働省が募集している令和3年度の虐待防止月間標語は、「189（いちはやく） 誰かじゃなくて あなたから」と決まりました。

それでは日野市での様々な取り組みをご紹介します。まずは11月16日に児童虐待防止講演会を実施しました。講師に八王子児童相談所の虐待対応協力員をされている橋場氏をお迎えし、「児相職員から見た児童虐待の実態」と題した講演をしていただきました。虐待の実態とはどういうものなのか、事例を交え詳しく説明していただき、コロナ禍が落ち着いてきた時期とはいえ、102名と大勢の方にご来場いただきました。

続いて、児童虐待防止啓発動画の配信です。昨年、新型コロナの影響で講演会が中止となったことをきっかけに、職員の手作りにより小学生向けの啓発動画を作成しました。子ども自身に児童虐待がどういうものか知ってもらうことを目的に、寸劇と解説を交えた構成となっています。こちらの子ども・子育て支援会議でも上演させていただきましたが、寸劇では、令和2年度から法定化された体罰の禁止をテーマとした内容になっています。市ホームページ及びYouTubeで配信していますので、是非ご覧いただければと思います。

続いて、オレンジリボンキャンペーンです。平成16年に栃木県小山市の父子家庭で、3歳と4歳になる2人の兄弟が父親の同居人から度重なる暴行を受け、最後には橋の上から川に投げ込まれ殺害されるという痛ましい事件を受けて、平成17年に栃木県小山市の「カンガルーOYAMA」という団体が、二度とこのような事件が起こらないようにと願いを込めて、児童虐待防止を目指しオレンジリボン運動を始めたのをきっかけに、全国に広まったキャンペーンです。日野市役所の職員も、11月はオレンジリボンを着装して啓発活動を行っています。

続いて、児童虐待防止啓発パネル展示です。職員の手作りによる児童虐待防止啓発のためのパネル展示を、記載の通りの日程で市役所1階市民ホール壁面及び七生支所展示スペースで行っています。

続いて、庁用車への啓発マグネットシートの着装です。11月中は市役所の庁用車に啓発用のマグネットシートを着装し、市民への普及啓発活動を行っています。

続いて、児童虐待防止啓発ポスターの市内各所への掲示です。昨年度、日野自動車のラグビーチーム「日野レッドドルフィンズ」とのコラボで作成したポスターを市内学校、関係機関、商工会等に配布し掲示しています。

最後に、市内小学校への出前授業の実施についてですが、先ほどご紹介した「児童虐待防止啓発動画」を使って、市内の小学生4年生を対象に出前授業を行っています。子ども達に、児童虐待とは何か、困った時にどこに相談したらよいのかを知ってもらうことを目的に取り組んでいます。10月21日に日野第四小学校、11月2日に東光寺小学校にて実施しましたが、授業では子どもたちからの質問も多く、かなり関心を持って聞いてもらった印象がありました。引き続き市内各小学校で、出前授業を実施していく予定です。

日野市では残念ながら、児童虐待の受理件数が昨年度1年間で378件でしたが、今年度は10月末までで360件、このままいきますと年間650件を超そうかという勢いです。このような状況で、子ども家庭支援センターはさらに対応の充実を図っていきたいと考えています。

副会長

このことについて何かご質問などございますでしょうか。

では続いて、(仮称)子ども包括支援センターの愛称募集について、報告をお願いします。

事務局

(仮称)子ども包括支援センターの愛称についてご説明します。資料3をご覧ください。愛称募集は、市の新たな子育ての総合支援拠点の名称を公募することによって、より親しみやすい存在にすることや、施設を広く市民に周知することを目的として、令和3年10月1日から10月22日までの間、募集しました。募集方法は日野市広報やホームページ、ぼけっとなび、LINEでの周知、市内各所へのポスター掲示のほか、民間公立保育園や幼稚園、公立小中学校、関係機関等へ約24,000枚の応募用紙を配布し、広く周知しました。

その結果、557通の応募があり、作品総数は805作品となりました。ネットによる応募受付が中心だったため、単純な比較はできないものの、日野市発達・教育支援センター「メール」の愛称募集では118作品であったことから、(仮称)子ども包括支援センターに対し市民に期待していただいていることが伺えます。また、応募の際には、応募した愛称の理由も記入していただいておりますが、応募者の皆様が(仮称)子ども包括支援センターに対する期待や子どもたちの未来への思いなど、様々な子どもに対する思いを持って、応募していただいたことが分かりました。

この応募作品の中から、11月2日に、市職員9名による内部選考会にて最終候補22作品をまず選定しました。選定基準として「親しみを持てるか」「市の施設としてふさわしいか」「他に類似の愛称が使われていないか」という観点から、1人10作品を選出して集計のうえ、評価の高い作品を審査委員会の候補として選定しました。そして11月15日に市長、副市長をはじめとする審査委員により、作品を決定しました。愛称決定事務要領に基づき、各自で候補作品について採点し、集計結果をもとに上位作品について審査委員会にて議論したうえで、作品を決定しました。決定作品の応募者に対しては、要領に基づき通知を送付し、表彰式を開催する予定です。なお、作品の公表については、今後建設工事の日程等も考慮し、現在協議中となっています。説明は以上になります。

副会長

早く知りたいものですが、もう少し待たなくてはならないということですね。

それではこの件と先ほどの報告事項で追加のご質問等あれば、ぜひこの機会にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

今の子ども包括支援センターの愛称募集に関して、資料3. 結果についての1番下【図表1】応募推移のところです。グラフの左端と右端にある「待受組」、「熟考組」と書かれているのは何を表しているのかを教えてください。

事務局

「待受組」というのは、チラシは募集開始である10月1日より少し前から広報やホームページ等でお知らせしており、10月1日に応募受付を開始したらすぐにたくさん応募いただいたので、先に知っていただいていた、開始を待っていたのかなというところで、「待受組」と勝手に付させていただきました。

また、最終のところは、LINEでの再告知を終了1週間ほど前に行い、最終日は特に告知もなかったにも関わらずかなりの数がきたということで、かなりギリギリまで考えて、最後の日に出していただいたのかなというところで、「熟考組」と付けさせていただきました。

副会長

このようなメディアに出したものと応募数というのはあまりないデータなので、本当に興味深いデータをありがとうございました。

他になれば、次に審議事項、日野市子ども条例委員会の在り方について事務局よりご説明をお願いします。

事務局

「審議事項. 日野市子ども条例委員会の在り方について」についてご説明します。

日野市子ども条例第20条にある「子ども条例委員会の設置」について、この「子ども・子育て支援会議」において、様々な立場で子どもに関わっておられる委員の皆様からご意見をいただき、整理をしたいと考え、進めているところです。

前回、第2回会議では、まず、「子どもの権利」について、それが保障されている状況、侵害されている状況とはどういうものか、委員の皆様とイメージや考えを共有させていただきたく、4つのグループに分かれて討議いただきました。討議の中で、何を目的に進めていくのかわからない、とのご意見がありました。説明不足で申し訳ありません。目的は、日野市子ども条例第20条にて設置するとされている「子ども条例委員会」の在り方を検討すること。具体的には、その役割である「子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利の保障、擁護の状況、子どもの健全育成環境の状況について」の「検証」は、どのようにしたらできるのか、を検討することです。この目的に向けて、様々な立場で子どもに関わっておられる「子ども・子育て支援会議」委員の皆様にご意見をいただくものです。

また、スケジュールとしては、前回、今年度いっぱい続けたいとお伝えいたしましたが、とても大事なことで、令和4年度末までを目標に、丁寧に進めさせていただきます。これらの検討を行う過程で、「子どもの権利」や「日野市子ども条例」が、「子ども・子育て支援会議」のベースにしっかり位置づけられることも必要なことと考えています。

今後の予定ですが、まず本日は、前回のグループ討議を受けて、4つのことを行わせていただきます。1点目は前回のグループ討議で意見共有していただいたものの確認です。2点目ですが、意見共有の中で「日野市子ども条例」を「知らなかった」とのご意見がかなりありましたので、私の方から条例の策定経緯等、概要をご紹介します。3点目ですが、日野市以外の、他自治体における子どもの権利に関する取り組み状況についてご紹介します。4点目、最後に「日野市子ども条例」は、「市民に知られてない」というご意見をたくさんいただきました。知ってもらうためのアイデアをいただければと思います。

次回、12/21に1回会議を追加させていただきました。「子どもの権利」の内容についての理解をさらに深めるため、会長である田中先生に講義をお願いしています。委員の皆様と、質疑応答も通じて、「子どもの権利」への理解を共有したいと思います。そして、年明け以降は、目的である「検証」についての試行を進めていきたいと考えています。

では、前回グループ討議の意見共有をさせていただきたいと思います。資料4をご覧ください。委員の皆様からいただいたご意見をまとめたものです。

社会環境については、日野市だけではなく社会全体の変化があげられています。「子ども」というカテゴリーについて、おそらく皆さまには子どもの立場だったら、と考えていただいたかと思います。「子どもの権利」「日野市子ども条例」を知らない、知るような工夫もされていないのではないかと。そして、守ろうと思っているかもしれないが、実際はSOSカードが配られていても電話できないなということで守られていないのではないかと。また、成長段階に応じて対応されていない、声を聴いてもらってないといった、子どもの立場に立つと厳しい状況なのかなというご意見をいただきました。また、保護者の立場からは、条例を知らない。子どもを怒ってしまうのはどうなのか、子どもは1人の人

間であることはわかっているが、との迷いもみられました。地域の中では、条例を知らない。家庭や学校だけではなく、どうやったら子どもを守ることができるか、悩まれていることもうかがえました。また一方で、「子どもの権利」は特別なことではなく、子どもと大人は社会のパートナーであると認識して、対話を重ねていくことが大切、とのご意見もありました。最後に、学校としては、子どものことを一番に考えて判断している。義務教育とは、まさに子どもの学ぶ権利の保証である、とのことでした。いただいたご意見には、子どもの成長段階に応じる必要性や、親の立場では、と迷われるものもありました。このようなところについて、次回の田中先生の講義と質疑応答の中で、理解をさらに深め、共有したいと思います。

副会長

ここまでのところで何か聞いておきたい点等はございますか。

では私からよろしいでしょうか。まず、前回のグループ討議について、まとめを作っていたいただきありがとうございます。私達もしゃべりっぱなしで、今日資料をいただいたので振り返る間もないんですけども、これをご覧になって、まとめていただいた事務局の方は我々がどんな風に話してどんな風に考えているのかという印象などがあれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

私は4つのグループに分かれていただいた中の1つに入らせていただきました。突然話題を振られて戸惑われるのかなとも思いましたが、一方ではみなさんに語っていただいたなという印象が強かったです。ですので、みなさん相当関心があるのではないかなというのが、私の印象でした。他の3つのグループでの声が聞こえてきたり、それぞれ事務局の記録・メモを拝見して、思った以上に意見が活発に交わされたなということで、みなさん本当は言いたいことがいっぱいあるのではないかなと思いました。できるだけ報告だけではなく、みなさんに語っていただく時間を作りたいというふうに思ったところです。委員のみなさんはどうだったのかなとお聞きしたいのですが、いかがだったでしょうか。

委員

前回、ぽかーんという形で始まったんですけども、本を持ってきてくださった方もいて、子どものためにこの条例をどうやってわかてもらえるかということ、年齢も様々な方たちが集まって話をし、どうすれば良いのか未だに分からないけれども、周りの声を必死に聞いていたようなかんじでした。

委員

私は10周年記念のイベントに関わらせていただいたので、子ども条例についてはずっと関心がありつつ、でもどうしたら良いかなど。これを市民に広く伝えるためにはどうしたら良いかなどずっと思っていたので、このような討議ができたのはすごく嬉しかったです。やはり「権利」という言葉はすごく強い言葉なので、「権利」ではない別の言い方はないかなどずっと考えています。「子どもの権利」という言葉を別の言い方に替えると何と表現したら良いかということ、またみなさんと考えられたら良いなと思いました。

でもこういう支援会議とかって一方通行になりがちなんですけれども、双方向でやり取りができて嬉しかったので、次回の会議もすごく楽しみにしています。

委員

前回突然こういう話を振られたものですから、戸惑ったんですけども、子どもという私の息子は26歳なんですけれども、息子が子ども時代のことを思い出しながら、また、自分との関わり方を思い返しなお話をしました。

また、子ども条例についてどうかという話があって、冊子を見ながら話していましたが、みなさんも知らないということで、もっとPRした方が良いのではないかという話が出ました。

副会長

本当に色々な方とこういうようなお話するのは大事だなと思いますし、せっかく出た会議ですので、意見交換ができるといきいきして嬉しかったなというふうに思いました。

それでは資料5に基づいて、「日野市子ども条例」の成り立ちについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局

では、資料5をご覧ください。「日野市子ども条例」について、知られていないということがよく分かりましたので、条例の策定経緯や策定までの手順、特色や、策定されてどうなったということをご紹介させていただきたいと思います。

まず、「日野市子ども条例」の構成ですが、こちらはポケット版をお配りしていますので、見ていただければと思います。また、前文には子どもの意見を盛り込んでいます。平成20年6月26日に制定し、7月1日に施行しているわけですが、当時の熱い想いが込められているものです。

この「日野市子ども条例」の目的ですが、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」に基づいて日野市における子どもの権利を定め、保証・擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくることです。子どもの幸福の実現を目指すというところが大きいのかなと思っております。また、改めて「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」というものについて、私も学びました。5月5日は子どもの日ですが、これは児童憲章が制定された日だということも改めて学びました。児童憲章が作られたときも、戦後の劣悪な環境などから子どもを守ろうとする方々の熱い想いも読んだところです。

続きまして、「日野市子ども条例」制定までの経緯です。子どもの権利を定めた児童の権利に関する条約を、日本が批准したのが平成6年です。こちらを受けて、実際に子どもの権利を実現するために、「子どもの権利条例」といったものを制定する自治体がいくつか現れてまいりました。日野市においても、児童虐待やいじめ等の実態がありました。生存・発達といった基本的権利が侵害されているという状況の中で、子どもの健全な育成に影響を及ぼす可能性があったと。そういった中で、市として平成13年に「第4次日野市基本構想・基本計画」を策定していますが、その中で、人権尊重のまちづくりを進める、高齢者・障がい者・子ども、全ての人の人権が尊重される地域社会を築いていくと、うたっています。こちらを受けたような形で、子どもの権利条例の策定を目指したところです。

続きまして、「日野市子ども条例（案）」策定までの手順①をご覧ください。平成11年度に市議会から、「子どもの権利条例」の計画について、どういう計画があるのかという一般質問が出ています。当時、先進的な取り組みをしている自治体があり、川崎市は有名ですが、川崎市は有名ですが、「子どもの権利に関する条例」を平成12年12月に作り、平成13年4月には施行しています。また、兵庫県川西市では、平成10年の時点で子どもの人権オンブズパーソン条例を作っています。大阪府箕面市でも平成11年には子ども条例を作っているというように、日本の中でも先進的な動きというのがありました。これを受けて平成13年度には日野市においても子どもの権利条例についての一般質問を受け、プロジェクトチーム7名で検討が始まったというものです。

平成14年度には市民を公募し、応募された方全員を委員に、23名の大人と8名の子どもを委員として検討が始まりました。大人会議は108回、子ども会議は13回にわたり会議を開催したということです。4年にわたる検討をしたものが平成18年度に素案という形で一旦形になりまして、それにパブリックコメントを広く市民に求めています。通常、パブリックコメントは市が計画を作る際に必ず行うものですが、それほど反響があるものではありません。ただ、このときは反響がすごく、当時、私は図書館にいましたが、図書館はパブリックコメントを求める際の素案の閲覧場所になるのですが、こんなに反響があるパブリックコメントは、役所人生で随一かなと思うくらいでした。163件の意見が寄せられたということですが、そもそも子どもの権利条例は必要なのかという意見や、策定の経過はどんなものなのか、子どもの定義はどうなっているのか、権利ではなく責務

についてはどうなのかという、かなり厳しい、否定するような意見もあったということです。このような中、策定までの手順②に書いていますが、市議会においても厳しい意見が出たということです。権利の拡大解釈を引き起こしてしまうのではないか、拡大解釈や歪曲解釈されないよう正確に言い表すべきだなど、色々な意見がある中で、素案を少し修正せざるを得ない部分もありましたけれども、それでも子どもの権利を守るための条例は必要だという強い想いを持って、素案を改正し、平成20年度6月議会において「日野市子ども条例」が可決され、子ども条例が制定されました。施行日が平成20年7月1日ということで、日野市は7月1日を「日野市子ども条例の日」と定めています。

この「日野市子ども条例」の特色ですが、先ほどもお伝えしましたが、前文の部分に子どもの意見を盛り込んでいます。また、第2条第2項において、子どもも市民であるという認識を明確にしています。また、第8条には、子どもにも発達状況に応じて、社会のルールを守るといった一定の責任があるということも表現されています。また、子どもの権利について、4つの区分、「生きる権利」、「育つ権利」、「守り守られる権利」、「参加する権利」というふうに、明確に分かりやすく表現をしています。また、できるだけ行政用語を使わないように、分かりやすくするような努力をしています。通常こういったものを作る際には学識経験者や専門家をお呼びしますが、そういった方の参画はなく、市民と市職員が普段着で話し合い、身近な手作りの条例案ということで作っています。先ほども申し上げたとおり、大人会議108回、子ども会議13回と、練りに練った、想いのこもった条例が出来上がりました。

続いて、条例の効果です。これを作ることによって、市が行うあらゆる施策を通して子どもの権利を意識し、尊重していきながら市民の福祉を推進するということが明確になりました。みなさまのお手元の「第2期日野市子ども・子育て支援事業計画」の前身の計画である「日野市次世代育成支援行動計画」においても記載されていますし、現在の計画においても、そのようなことについて記載があります。また、市長と教育委員による日野市総合教育会議において、平成28年2月に策定された「学びと育ちの日野ビジョン（日野市総合教育大綱）」でも日野市子ども条例について触れられており、虐待、いじめ、貧困から子ども達の育ちを守り、支えるというように明記がされています。また、第3次学校教育基本構想においても、条例の理念に基づく記載があります。平成26年にいじめ防止の基本方針を日野市ではつくっていますが、こちらについても、日野市子ども条例の考え方がベースにあります。

また、日野市では虐待、いじめ、貧困問題に積極的に取り組んでいます。平成26年4月には発達・教育支援センター「エール」を開設し、市長部局と教育委員会が一体となって、子どもの育ちを積極的に支えているところです。貧困についても、先ほどセーフティネットコールセンター長からもご説明しましたが、「子どもの貧困対策基本方針」を平成29年3月に策定し、全庁で横断的に施策を展開しているところです。また、母子保健分野と子ども家庭支援センター機能が一体となり、切れ目のない支援ができる体制を構築

し、現在は（仮称）子ども包括支援センターの設置に向けて動いています。日野市ではこういった形で条例を作り、条例を形にするような施策に取り組んでいるところです。

最後に、今後の課題ですが、とにかく条例の認知度が低いということがあり、平成 25 年の中高生対象の調査では、条例を「知っている」と答えたのは 4%前後でした。平成 30 年度の中学生対象の調査では 7.7%と、微増はしていますがまだまだ知られていないところです。平成 30 年度には日野市子ども条例 10 周年を記念したシンポジウムも実施しています。また、今年度も子ども条例の日である 7 月 1 日には子ども条例の展示で PR を行い、認知度の向上に取り組んだところですが、何よりもこういった活動は継続することが必要だなと考えており、引き続き実施してまいります。

また、条例による取り組みの検証、こちらが子ども条例委員会の在り方にもつながるかと思いますが、子ども条例を制定し、色々な効果も出て、施策もできあがっています。しかし現在も児童虐待やいじめなど、条例が制定された当時の問題がまだまだ残っていますし、貧困の深刻化もあります。これらの取り組みに、引き続ききちんと対応してまいります。また、この取り組みをしっかりと検証していくということも課題として残っています。駆け足でしたが、「日野市子ども条例」の概略についてご説明させていただきました。

副会長

今のご説明の中で、日野市民が一丸となって作っていたんだなということと、会議をかなり重ねたということを知り、気持ちのこもったものを今後どう活用していくかということを考えるきっかけになったと思います。このことについてご質問等ございますか？それでは次に、日野市外の自治体における子どもの権利に関する取組み状況についてもご説明をお願いいたします。

事務局

都内自治体における子どもの権利に関する取組み状況について、現在お調べした時点のものではありますが、ご紹介させていただきます。資料 6 をご覧ください。

都内で子どもの権利に関する条例を制定している自治体は、現在、日野市を含め 8 つ、制定を検討中の自治体は 2 つになります。制定している自治体の多くが、子どもへの普及啓発のため、小学校低学年、高学年、中学生、高校生といった、世代別のパンフレット等を作成しており、なかには、一般の方への啓発用の手引きや逐条解説、学校の授業で活用できるよう副読本等の冊子を併せて作成されているところもあります。また、条例のなかで子どもの権利擁護・相談・救済などのための委員・機関を設置すると明記している自治体も多く、他にも、この条例に基づく計画・施策の検証のための委員会を設置している自治体もあります。なお、子どもの権利に関する条例という形ではありませんが、総

合オンブズマン条例を制定し、そのなかで「子どもの人権オンブズマン」を設置されている自治体や、市の施策に対する子どもの意見表明等の会議体を運営されている自治体もあります。ご紹介は以上です。

副会長

このことについて何かご質問等ございますか。
では引き続き、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

先ほどの説明から漏れましたが、補足の資料として、「学びと育ちの日野ビジョン（日野市総合教育大綱）」と、令和3年4月1日から施行されている東京都の「子ども基本条例」、この2点を参考として配布させていただきました。

「日野市子ども条例」は、「市民に知られてない」というご意見をたくさんいただきました。この間のグループ討議の際も、知られるための工夫として、子どもに知ってもらうには、マンガを取り入れたり、事例をあげてわかりやすく説明するといったアイデアや、広報紙や掲示板など様々な手法でアピールする必要があるとのご意見をいただきました。「子ども条例委員会の在り方」を検討することと平行して、条例の周知にも取り組んでいきたいと考えています。まずは、大人が「子どもの権利」について知ることが大事です。こんなこともやってみてはどうか、といったアイデアがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。また、せっかくですので、みなさんに発言をしていただきたいと思っています。次回は田中先生に講義をいただくことになっていますので、先生にこんなことを話してほしいとかこういったことを聞きたいということがあれば、ぜひ発言をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

副会長

今の事務局からの提案ですが、時間もございますのでぜひ生の声でお伝えいただければと思います。

委員

やはり「日野市子ども条例」が知られていないというところで、大人とひとくくりには言いません、学校に通っている親が1番関心を持ちやすいところにいると思います。ですので、学校で毎年行われている道徳公開講座等で、この「日野市子ども条例」について取

り上げてみてはいかがかなと思いました。学校公開の場で体育館に保護者が集められて行われるという形態しか私は存じ上げなくて、他の小学校でどのような形で行われているかは知らないのですが、子どもが通っている小学校では、学校公開の場ではありながら、道徳公開講座の時間帯は授業の公開はされずに、学校にいらっしゃる保護者は体育館に集まってくださいというような、強制的のような形になっているので、むしろ利用するには1番良い場なのではないかと思いました。

副会長

学校公開の場で保護者だけ体育館に集められるというのはよくありますよね。そのあたり、学校のほうではいかがなんでしょうか。

委員

そもそものところ、私の立場的に、日野市に異動してきて、日野市ってどういうところだろうと、日野市のあちこちに暇さえあれば足を運んで話を聞いたりとか、日野市の情報を集めていました。その中で、ふと、この「日野市子ども条例」を目にしまして、この中身を見て素晴らしいなと思いました。こうやって子ども条例を市として作っているところはあまり経験がなかったので、ちょうど今日、他の自治体の状況の説明もありましたが、やはりあまり目にしていませんでした。だからこれは素晴らしいなと思って、私の立場的に校長ですので、教員のみなさんにこれを知っていますか？と聞きました。そしてこれを印刷して先生たちに配り、こんなに素晴らしいものがあるのだから授業で使ってくださいと言いました。ただ、その後これを授業でやれたかという、ほとんどやっていませんでした。というのは、先ほども話がありましたが、これだけで授業をしなさいと言っても、なかなかハードルが高いと言いますか、学校には学ぶべきものがたくさんありますので、例えば道徳の話も出ましたが、道徳で学習しなければならない内容は盛りだくさん、あるんですね。その中に1年で何時間、例えば最低35時間なんですけど、35時間のカリキュラムが全て埋まっているんですよ。だからそれ以外をやるとなると、プラスアルファの道徳の授業になる。プラスアルファで教材づくりというのがちょっと難しいので、何かやはり思い切ってやらないと、進まないなと思いました。だからそういった教材等をどこかで作ることができれば、紙芝居だとか絵本だとかマンガとか色々ありますけれども、そういった授業で使えるものができるのと授業に組み込めるのかなと、印象はずっと持っていました。

道徳の公開講座ということですが、この講座そのものは東京都からもう古くからやりなさいという形で言われており、全ての小中学校でやることになったものです。なかなか毎年やっていくと形が形骸化してきてしまったりするんですが、それでもそういう中で

色々な工夫をしてきました。私も毎回、さあ今年はどうしようかな、誰を呼んでどんな話をしようかな、グループでみんな話し合いをしようかな、こうやって集まって話し合いをしたりだとか、色々やるんですけれども、なかなかこれは良かったというのは難しいです。なので、今のアイデアはいただきました。ぜひこれを今後、「日野市子ども条例」について考えましようとか、みんなで読み合いましようとか、そんなものができるとういすね。アイデアとしていただきましたので、ぜひやっていきたいと思ひます。

長々と話してしまひましたが、まとめると授業でぜひ使ひたい、でも使うためにはどんな教材、それをどうやって作って行くかというのがまず1つ、もう1つは学校から発信するというのはとても大事、だから道徳公開講座とかでうまく発信できれば良いなというのひ私も大きく賛成です。

副会長

充実したお話をいただけたので、もう定刻の8時になってしまひましたが、もう少し会議を続けても良いでしょうか。今は小学校の話でしたけれども、やはり小さいお子さんにも子どもの権利とかを知っていただく必要があるんじゃないかな、あるいはこれを保育なり教育していく先生方にもと思うのですが、幼稚園のほうではいかがでしょうか。

委員

この条例のポケット版を読ませていただくと、本当に色んなことが盛り込まれていて、盛りだくさんなんですけど、きつこの1番の目的は、子どもの幸福であるとか人間の幸福というところが1番大事なところで、幸福ってみなさんそれぞれ違う価値観であるとは思ひんですけれども、そこに焦点を当てていただくと分かりやすくなるのかなと思ひます。幼稚園世代の保護者の方は、赤ちゃんが生まれてからずっとここまでやってきて、目の前の子育てでもう精一杯なところなのではないかなと思ひます。なので、そういった大きいビジョンの、幸福とか子どもが将来どうなるというのは、私達が言葉に出して言う、「ああ、そうか。」と言ってくださるんですけれども、なかなか目の前のところでいっばいで、見えてこないのではないかなと思ひます。

この子ども条例は、例えば出産された方にもお配りはしているのかどうかは分からないですけれども、赤ちゃんの頃にこれを見て、子どもの幸福を考えるというときにリンクするのかな、繋がるのかなというところはあるので、やはり世代別にとか時期ごとに、子どもの幸せとか子どもにとってどういったことが好ましいのかとかいうことを、意識していただくことが大事なのかなと思ひました。

副会長

では働くお母さま方がいらっしゃる保育園ではいかがでしょうか。

委員

私も0歳から5歳児までの保育をやっておりますけれども、やはり赤ちゃんを産んで、5歳までのお母さん方は一生懸命子育てしていらっしゃるので、この条例というお話をしても、まだまだ子どもがどういうふうに育っていくのか、自分はなかなか考える余裕がなく子育てをしていらっしゃると思います。まだ子どもや子育てのことで一生懸命ですので、私達保育士が条例の話をして聞かせる耳は持てない。たしかに良いことだと思いますし、こうやって子ども達が守られていくことは大変嬉しいことだと思いますので、やはりこれをどうにか分かりやすい、やさしい言葉で伝えられないでしょうかと私は思います。

委員

学校などでは指導要綱とかありますが、実は保育園でも保育指針というものがありまして、3年前から新保育指針になりました。その根本というのは子どもの最善の利益というところなんです。この東京都の子どもの条例のところにもありますが、全て、子どもにとってどうなのかということを考えるというのが、保育園で色々活動する基本になっています。保育園や小学校には、それぞれ保育園・小学校なりの伝え方があります。年齢、段階ごとにこういうことを保護者の方に伝えていくというと、やはり年齢ごとに思うことが違うと思うので、そのポイントを、前回の討議のように少人数になると思ったことをざっくばらんに言えますので、どう伝えていけばいいのかということのみなで考えていけると良いのではないかと思います。

副会長

幼稚園と保育園の父母の方々は今、実際にお子さんを育てていて、いろんなところに触れられないんじゃないかと先生方がおっしゃっていたんですけども、色々父母としての想いもおありだと思いますので、そのあたりいかがでしょうか。

委員

たしかに権利だ条例だと言われても、いっぱいいっぱいだなと思います。あとは本当に赤ちゃんを育てている最中の方はこういうことは分からないので、赤ちゃんを育てている方にこういうのがあるからねと伝えるのは大事ですし、話を聞いていて思ったのは、子

子どもが中学校とかで勉強してきて「お母さんこれ知ってる？」と聞かれて、「ああ、そういえば赤ちゃんの時、そういうのもらったな。」というふうに繋がっていけるのかなと、やはり伝えるのは大事なのかなと思いました。

あと、権利という言葉は固いと思いました。条例と言われると、市が勝手に決めたものというイメージがあって、こんなことをやっているなんて知らなかったなと。そういうのも柔らかい言葉になると良いのかなと思いました。

委員

子どもに対しての、守られなくてはいけない権利、やはり大人がまずは分かっていないといけなことで、前回の討議のときに、親が知っていてこそものではないかなと感じました。でもそれってなかなか、知ってほしい方に届くかというところ、届かないなというところもあって、幼少期からのそういう教育は大切だなと思っています。私の小学校時代では、クラス内で今から考えると発達障害だったのかなという子は、おかしな子、おもしろい子の部類に分けられていました。でも、今、子どもが小学校4年生なんですけど、最近はこちらと支援学級というのが各学校にあるので、あの子はここが不得意なんだよ、だからこうすれば良いんだよというのを分かっています。だから子どもに対して教育するというのはとても良いことだと思っていて、これから先、1番下の子どもが幼稚園なんですけど、そういったところから、人形劇でも良いからそういったものを取り入れていったら、小学生になったときにあの人形劇ってそういうことだったんだと思うかなと思っています。

委員

この条例の中に書かれている権利は当たり前なこと、これを権利条例として定めているんだよと言われたところで、という感じは受け取り側としてあると思います。自分が親になって、やはり小学校になるくらいまではすごく手がかかりますし、子どもを安全に幸せに育てるので精いっぱいというのは自分自身も思い当たります。子どもに愛情を注ぐためには自分自身が幸せでないといけないんだというのをすごく感じるところで、親になるという責任ばかり、お腹にいたときは感じるんですよ。自分が親としてしっかりやっていけるのか、変な子育てをしてしまうのではないかと、不安がすごく多くて、それをまず母親学級とか定期的にやってくださっているところで、そんなに頑張らなくても良いんだよというのを伝えていただきたいなと。その中で、保護者自身も持っている権利と同じものを、子ども達にも与えてあげれば良いんだからねという感じで、あなたが幸せで子どもも幸せなんだよというのを伝えながらやっていければ良いのかなと思いました。

「検証」をどうやっていくかというのは難しいと思うんですね。私は会社内で研修を担当している部署にいますが、研修をしました、それが効果的だったかどうか検証しなさいと言われると、どうやって？となるんですけども、でも、その研修をやらなかった人とやった人の効果を10年後に比較しようという実験はできないので、やらないという選択肢はないんですよ。この条例も、作らないという選択肢はないんだと思います。なくて良いはずがない、当たり前なことなので。それがどのくらい子ども達が幸せでいられるかというのをどうやって図るのかということで。今、色々なアンケートで関連付けていけば、ある程度数値化できるものがあるんじゃないかなと思いました。今日、セーフティネットコールセンターさんの経過を見させていただいた項目からも、それぞれの条例でうたっている項目と紐づけて、ここのアンケートの結果が高いところら辺が、というのが見えるんじゃないかなというのがあって。市は色々なアンケートとかしていらっしゃると思うので、そういったところと紐づけていけると良いのかなと思いました。

副会長

では、他の委員の方にも、それぞれのお立場から、ご意見をお願いしたいと思います。

委員

前回のグループ討議のときに、発達段階において、守られる条例というか権利が違うのではないかという意見を提案させていただきました。今、みなさんの意見を聞いていて、みなさんに賛同するとともに、やはりこの条例は言葉が難しいのと、これを浸透させていくには、やはり子どもをもった人、もっていない人、そこからの違いもあるし、結婚をしている人、していない人という区分けもあるので、一律に全員に浸透させるというのは非常に難しいし、受け取り方も価値観もみんな違うので、これは子どもの発達段階において表し方、表現の仕方、アピールの仕方は変えていくべきではないかなと、痛切に感じました。

委員

今までみなさんが言っていたことが全てなのかなと思います。やはり世代別だったり、立場によって子どもの立場、大人の立場、保護者の立場など、分かりやすい表示などがあると、立場ごとに身近に感じてもらえるのではないかなと思います。あとは先ほどの報告にあった、施設の新しい名称の回答がwebで多かったというのも見ると、やっぱりwebで発信して、定期的に目にする機会があるとか、広報にもたまに載せて目にする機会がある

と、なんだろうと気に留める人もいると思うので、目にする機会を多くすることがみんなに知ってもらえることに繋がるのではないかなと思いました。

委員

みなさんの意見に大きく賛成です。主任児童委員の立場からしますと、これ自体はすごく素晴らしいものですが、お母さん達の心に響くかという、やはり肉体的にも精神的にも金銭的にも余裕がないとなかなか響かないのかなと。あと実践するとなると、そういうこともすごく大事だと思いますし、先ほど道德の話でもありましたけれど、道德の授業に行けるお母さんはまだ意識の高い方で、ここにいらっしゃる方々も意識の高い方々なのでこれを素晴らしいと言えらると思いますが、やはり余裕のない方にはこれは入りにくいということと、道德の授業にももしかしたら行けないんじゃないかなというふうに思います。そこを私達が色々検討して、これから考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員

そもそも市民に条例・条約を知ってもらうのは目標なのでしょうか。他の委員の方々の発言と重なるところもあると思いますが、おそらく目標は、この子ども条例、もしくはその基となっている子どもの権利の精神が、日々子どもに対する我々大人の振る舞いに反映され、子どもの幸福が実現されることなのではないかと思っております。なので、その目的を定めるとするならば、子ども条例や子どもの権利条約の理念や精神を、子どもと接する大人の振る舞いにどう反映させていくか。子どもに対する親の振る舞い、学校の先生の振る舞い、あるいはそれ以外で子どもと接する大人の振る舞いにどう反映させていくかだと思います。なので、おそらく取り組むべきことは、単に条約の条文を文で伝えるということだけではなく、例えば、幼少期の子どもを持つお母さんはどういう振る舞いをすればこの理念を体現できるのか、小学校の先生や中高の先生、あるいはそれ以外の立場でどういった振る舞いができるのかを伝えていくことだと思います。その際に、例えば保育園、幼稚園、学校の先生、市役所の教育分野の方など、教育を専門にされている方は、この条文をどう振る舞いに反映させていくうえで、条文の翻訳者になりうると思っております。実際の1人ひとりの大人、子どもの振る舞いにどう繋げていくのかというのが、これから考えていくべきことだと思います。

委員

川崎市で子ども権利条約を作ったときに、それに関わった子どもがした話を思い出しました。子どもが幸せであるためには、大人が幸せでならないといけないと、子ども自身が語ったという話を聞いたことがあって、この子どもの権利というものを考えるときに、それがいつも私の心の中にあります。子どもは大人の姿を見ているので、子どもの幸福と大人の幸福は表裏一体なのかなということを考えて、子どもに対して大人の在り方みたいなものがいつも見られているのかなと思っています。なので、条例をお伝えするというよりは、私達大人がこの社会をこれからどう生きていくのかということを実感に考えるということが、とても大事だと思います。これが目的で、手段として色んな伝え方があるということなので、この場ではぜひ、私達大人がこれからどうありたいかという話をしたいなと思っています。そして教育委員会の方でも対話の重要性ということをおっしゃっているので、対話の輪を広げて、自分と違う意見を持つ方の話もぜひ耳を傾けたいと思っています。

委員

みなさん、色々な意見をお聞かせいただきありがとうございました。

この条例の目的というところは、子どもの幸福の実現を目指して、子どもが健全に育つことができる環境をつくることなので、これを目指すためには何をしましょうかということだと思いました。それにあたってはまず、こういうことも知ってもらわないといけないということだと思っていますので、これを堅苦しくなく、関心を持って知ってもらえるということが必要なんだなと思いました。人それぞれの立場によって、例えば、道徳の授業に行ける方もいればそうでない方もいるという中では、それぞれの方にアプローチするためには色々な方法が必要ですし、色々な立場のみなさまが、例えば私であれば学校の先生方に、どうやってもっと知ってもらおうかということを考えなくてはならないと思いますし、それぞれのお立場の中で、まずは知ってもらうための手法を考えていきたいと思えます。ただ目的はここに書かれている、そういう環境を私達が作っていくということですので、大人も子どもも一緒にこういったことができるように、少し時間をかけながら議論して考えていければと思いました。引き続きよろしく申し上げます。

副会長

みなさん、ありがとうございました。本当にお時間が長くなり、申し訳ありません。でも色々なご意見を伺えたので、今日も気持ちよく帰れそうなかんじがするなと思いました。最後に事務局から、連絡事項などあればお願いします。

事務局

次回、第4回会議につきましては、当初のスケジュールにない追加の開催となります。日程ですが、12月21日（火）午後6時30分より開始とさせていただきます。会場は、本日同様505会議室を予定しております。開催通知にて、後日改めてご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

副会長

では以上をもちまして、本日の会議を終了します。お疲れ様でした。